

## オプション その6 医療機関用 団体サイバー保険

サイバーセキュリティ事故や情報漏えい起因で発生する損害を包括的に補償します。  
(万 one の場合、被害者への損害賠償だけでなく、事故発生に伴い医療機関が支出した費用も補償)

### 1 保険の概要

医療機関が業務を遂行する過程で生じた下段に記載の対象事由①～④の発生に起因する次の損害を包括して補償します。

#### 賠償責任 他人の損害

他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償

#### 事故発生時の各種対応費用

事故の調査から解決・再発防止までの諸費用の補償

対象事由	概要
① 情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ
② デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果発生した名義乗取や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
③ サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④ ①～③以外のその他の業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理などに起因する偶然な事由

※緊急時の対応サポートを付帯サービスでご提供いたします。

### 2 団体サイバー保険の加入タイプと保険料

診療所向け保険金額・保険料表

タイプ	賠償保険金額	費用保険金額	緊急時サポート	内容	年間保険料
A	1,000万円	500万円	なし	情報漏えい限定	22,580円
B	1,000万円	500万円	あり	オールリスク	31,480円
C	2,000万円	1,000万円	なし	オールリスク	41,480円
D	3,000万円	2,000万円	なし	オールリスク	47,040円
E	5,000万円	3,000万円	なし	オールリスク	55,990円

(注1) この団体サイバー保険については、「団体医師賠償責任保険」にご加入されていることが条件となります。

(注2) 別の案内パンフレットに未加入の方は「医療機関用サイバー保険(一般)」をご利用ください。

(注3) 別の案内パンフレットで詳細をご確認ください。

### 参考 日医の医師賠償保険と三重県医師会の医師賠償保険の関連

●日医の医師賠償保険は医療行為の対人事故についてのみ補償するもので、自己負担額が100万円となっております。

●三重県医師会の医師賠償保険は、日医の自己負担額100万円までの部分を補うもので、いわゆる下支的な位置付けです。  
(免責(自己負担)がありません。)

●更に、三重県医師会の医師賠償保険は**施設事故**<sup>(※)</sup>も補償されます。  
(日医の保険では、施設事故への補償はされません)

※医療施設敷の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故

### 問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 **有限会社ミック三重** 〒514-0003 津市桜橋2-191-4  
TEL:059-246-0010 / FAX:059-246-0011 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社 三重支店法人支社** 〒514-0004 津市栄町3-115  
TEL:050-3788-6378 / FAX:059-226-5165 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

(5J26-00856, 2026.04.22)

## 三重県医師会会員の皆さまへ

# 団体医師賠償責任保険のご案内



## 団体医師賠償責任保険は・・・

医療行為に起因する事故  
医師特約条項  
と  
医療施設特約条項  
をセット!!

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」と「医療施設特約条項」をセットした、医療機関の開設者および医師の皆さまのための保険です! (三重県医師会の団体契約保険です)

### 医師特約条項

日本国内における医療行為の遂行によって、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含む。)が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害の補償



### 医療施設特約条項

医療施設の所有・使用・管理上の不備、業務遂行または飲食物などの取扱いによって第三者の身体障害または財物の損壊が発生、または業務遂行中に行われた不当行為によって、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害の補償

## ご加入いただく方

1 医療施設の開設者の方

診療所 病院  
介護老人保健施設  
介護医療院

2 勤務医師・研修医師の方

勤務医師賠償責任保険  
と  
研修医師賠償責任保険  
をご利用!!

## この保険のあらまし 契約概要のご案内

- 保険契約者 公益社団法人 三重県医師会
- 保険期間 2026年8月15日午後4時から2027年8月15日午後4時
- 加入対象者 三重県医師会会員の先生
- 一斉募集締切日 2026年7月3日(金)※保険期間の中途での加入も随時受け付けています。
- 加入方法 所定の加入申込書にご記入のうえ、有限会社ミック三重までご提出ください。
- 保険料収納 ご指定の口座からのお振り替え、または三重県医師会の口座へ振込送金

団体割引  
20%

※このチラシは概要を説明したものです。保険の詳細内容は、別の案内パンフレットをご覧ください。取扱代理店の有限会社ミック三重までお問い合わせください。有限会社ミック三重のホームページ (https://mic-mie.co.jp) でも詳しい内容をご覧ください。

**有限会社ミック三重** TEL:059-246-0010 FAX:059-246-0011  
〒514-0003 津市桜橋2-191-4 三重県医師会館 2F URL https://mic-mie.co.jp

# 団体医師賠償責任保険の内容

## 基本補償 医師賠償責任保険 診療所の例

個人立・法人立(無床)・法人立(有床)により、保険金額や保険料が異なります。(3区分)ご加入の際には、どの区分に該当するかご確認ください。(勤務医師、研修医師は別途ご案内)

契約型	保険金額		保険料	
	医師特約 対人 1事故 1年間	医療施設特約 対人 1名 1事故 1年間	1 診療所あたり / 1 年間につき	有床診療所
個人立診療所 (注)を参照)	100万円	1 億円	6,896円	有床診療所
	300万円	2 億円		無床診療所
	3 億円	30 億円	134,344円	154,704円
法人立 診療所	2 億円	2 億円	107,480円	123,760円
	6 億円	20 億円	80,176円	92,368円
	1 億円	3 億円		

(注)「一人医師医療法人」の法人立診療所は、常勤、非常勤医師全員が日本医師会の A 会員の状況にかがって、個人立診療所の区分となります。

## 1 医師特約条項

- ① 法律上の損害賠償金 (治療費、休業損失、慰謝料など)
  - ② 争訟費用等 (損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)
- ※ただし、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合は訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。

## 2 医療施設特約条項

- ① 法律上の損害賠償金
    - 身体賠償事故の場合…治療費、休業損失、慰謝料など
    - 財物賠償事故の場合…修理費、再調達費など

※ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあっては、その被害の範囲を超えない範囲でお支払いたします。
  - ② 争訟費用等 (損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)
- ※ただし、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合は訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。

### 医療施設特約条項に関わる主な事故例

- 医療機関で出火し入院患者が死亡した!
- 待合室等の天井が落下し見舞人がケガをした!
- 施設の床が滑りやすくなってしまったため、来訪者がケガをした!
- 提供した食事が原因で食中毒が発生した!
- など



## 各種オプション

基本補償に付帯することで幅広い補償が受けられます。

### オプション その1 傷害見舞費用担保追加条項

医療施設において、医療施設利用者(入院患者を除きます。)が急激かつ偶然な外来の事故により身体傷害を被った場合の見舞金を賠償責任の有無に関係なく、右表のとおりお支払いします。

死亡・後遺障害見舞費用保険金 (1名につき)	50万円
入院期間※1が31日以上	10万円
入院期間※1が15日以上30日以内のとき	5万円
入院期間※1が8日以上14日以内のとき	3万円
入院期間※1が7日以内のとき	2万円
通院日数※2が31日以上	5万円
通院日数※2が15日以上30日以内のとき	3万円
通院日数※2が8日以上14日以内のとき	2万円
通院日数※2が7日以内のとき	1万円

(※1) 事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数となります。同一の事故による入院が複数回ある場合は日数を合算します。

(※2) 事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数が90日が限度となります。

### オプション その2 医療機関受託者賠償責任保険

患者から預かった身の回り品などを不注意により財物の損壊などによって返還できなくなり、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

保険金額	年間保険料
50万円 (自己負担額 5,000円)	5,180円 (個人・法人 問わず)

### オプション その3 医療従事者賠償責任保険

医療従事者(診療放射線技師・診療工・理学療法士・臨床工学技師・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士)の方の「個人責任」を補償します。

1 事故	年間保険料
1 事故 (自己負担額 なし)	358円
1 事故 (自己負担額 なし)	1 億5,000万円 (自己負担額 なし)

※看護職の方については、別途「看護職賠償責任保険」をご案内します。

## オプション その4 医療施設特約条項の補償の高額化プラン

高額の補償プラン	保険金額	年間保険料	増額分
対人1事故	対人1事故	個人・法人/無床・有床 問わず	
20億円 (1名あたり)	4,000万円	720円	

診療所などで万が一火災事故が発生し、複数の患者が罹災した時等の高額補償への備え

## オプション その5 勤務医師包括担保追加条項 包括契約

ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的にカバーする追加条項です。

契約型	保険金額	年間保険料
50型 法人立診療所 勤務医包括特約	医師特約 対人1事故	5,000万円
	医師特約 対人1年間	1 億5,000万円
100型	医師特約 対人1事故	1 億円
	医師特約 対人1年間	3 億円
	医療上の事故	19,192円
		23,057円